

伊勢志摩がいとう

1995.9.No.210



<留萌川まつり…落ち武者川渡りに沸く／捻金留萌支部長撮影>

目 次

支部紹介／留萌支部（支部長捻金昭二）…2

<特集>急務!! 増資 最低資本金クリア対策、建設業許可の効力に影響大
(その3 完結編)

(北海道行政書士会総務部長板垣俊夫)…3

<業務資料> 一般貨物運送事業許可申請
の許可基準の改正について

（企画部長 酒井 正）…22

<広報資料> 労働保険の加入はおすすめですか …23

<お知らせ> ……24

<本会の主要行事><支部のうごき>…25
表紙のことば／ごせい去／編集後記 ……26

留萌支部



支部長 捨金昭二

北海道行政書士会留萌支部
留萌市本町1丁目53番地 捨金昭二事務所内
TEL 0164(42)2106・FAX 0164(42)2171

留萌支部は、道西北部日本海海岸に面した延長192kmにおよぶ海岸線の、幌延町、天塩町、遠別町、初山別村、羽幌町、苦前町、小平町、留萌市そして増毛町の1市、7町、1村を管轄区域としており、管内は北部地区においては木材、酪農などの産業も認められるものの、総体的には古くから沿岸漁業を主体に開発してきた地域であります。

観光マップ風に言えば、景勝「日本海オロロンライン」の中央部分にあたり、北部では、エゾカシゴウなどで知られる「利尻礼文サロベツ国立公園」、湿原、野生動物の生態を知らせる「幌延ビジターセンター」、天塩川の歴史を語る「天塩川歴史資料館」、中部では、オロロン鳥の棲息で有名な天売、オンコ原生林の焼尻の離れ島、東北以北最大の「しょさんべつ天文台」、南部では、豪壮な海食崖と高山植物の宝庫秀峰暑寒別岳が天売焼尻とともに日本最北の国定公園として知られており、レジャー施設としての「増毛リバーサイドパーク」、海と港湾の歴史を綴る留萌市「海のふるさと館」、ヤン衆の活躍を伝える小平町「鯉花田番屋」など、さわやかな人情豊かにふれあいをしたのしめる地方でもあります。

しかし、昭和29年以降の急激な沿岸漁業の衰退にともない、他にみるべき産業もなく、新規産業、

有力企業の導入も実現しないところから、過疎化現象は歛止めがきかない状況にあり、南部において水産加工関連産業が、留萌市の「かずのこ」生産日本一を誇るなど気を吐いておりますものの管内全体の経済事情を押し上げるには至らず、人口流失は目を覆うものがあり、管内人口は減少の一途をたどっております。

こうした管内事情のなかで、支部会員数は、北部4名、中部4名、南部11名、合計19名が活動をしておりますが、専業者は10名、さらに殆んど営業活動を行っていないものが数名おり、業界基盤としての脆弱さは認めざるをえません。

しかし、地域性に適応密着した研修会の開催、無料相談、行政110番の積極的な展開など、意欲的な活動がみられ、特に行政110番につきましては監察局、法務局、税務署、社会保険事務所など関係機関の協力を得て、広範囲にわたる相談業務が地域社会に定着しつつあり、行政書士制度の理解を深めながら地域住民に喜ばれているところであります。

行政書士業務は、他士業に比べその受託範囲がひろく、行政書士個人がすべての面に対応できるとは考えられませんが、それぞれの専門分野を生かした積極的活動をすることは勿論のこと、より広く、より深く自己研修に努め、会員相互の連帯性を有効に活用して、地域社会の要望に適切に対応のできる、そして、地域住民との相互信頼関係に基づく営業活動を、すべての支部会員全員が意識的に展開していく必要があることを痛感し、期待しているところであります。



〈特集〉急務!! 増資

業務資料

最低資本金クリア対策、建設業許可の効力に影響大

(その3完結編)

北海道行政書士会

総務部長 板垣俊夫

[記載例13]

(授權資本の増加)

No. 208号 9頁 4. 授權資本の増加
の説明文参照。

臨時株主総会議事録

平成6年6月25日午後6時00分当会社本店会議室において、臨時株主総会を開催した。

発行済株式総数	8,000株
総株主数	2名
出席株主数	2名
この持株数	8,000株

上記のとおり、株主の出席があったので、代表取締役 ○ ○ ○ ○ は議長席につき、開会を宣するとともに議案の審議に入った。

議案 定款一部変更の件

定款第5条を次のとおり変更すること。

授權資本を発行済株式総数8,000株の4倍の32,000株とする。4倍を超えることはできない。

第5条 当会社の発行する株式の総数は、32,000株とする。

2 当会社の発行する額面株式1株の金額は、500円とする。

議長は、会社が発行する株式の総数を増加し、今後の新株発行に備える必要がある旨を詳細に説明し、定款変更の賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって原案どおり承認可決した。

以上をもって本日の議事を終了したので、午後6時20分閉会を宣するとともに、以上の議事を明確にするため議長及び出席取締役は、次に記名押印した。

平成6年6月25日

△△△△株式会社 株主総会

議長取締役	○ ○ ○ ○	印
出席取締役	○ ○ ○ ○	印
出席取締役	○ ○ ○ ○	印
出席取締役	○ ○ ○ ○	印

[記載例14] (第2回目の新株発行による増資)

第1回目の新株発行による増資
は前号10頁を参照。

取締役会議事録

平成6年6月25日午後6時25分当会社本店会議室において取締役会を開催した。

取締役総数 4名

出席取締役数 4名

上記のとおり、取締役の出席があったので、取締役 ○ ○ ○ ○ は選ばれて議長となり、下記議案を議場に諮った。

議案 新株発行に関する決議事項

1. 発行する新株式数 記名式額面普通株式 6,000株

2. 新株の発行方法 株主割当(4株につき3株を割当てる)

新株を下記の者に割当てる。

(住所) ×××××××

4,800株 ○ ○ ○ ○

(住所) ×××××××

1,200株 ○ ○ ○ ○

3. 新株の発行価額 1株につき金500円

4. 払込期日 平成6年6月27日

5. 申込取扱期間 平成6年6月25日(土曜日)から

平成6年6月27日(月曜日)まで

6. 申込証拠金

1株につき金500円とし、払込期日に新株式払込金に振替え充当する。ただし、申込証拠金には利息をつけない。

以上をもって議事を終了したので、午後6時50分議長は閉会を宣するとともに、以上の議事を明確にするために出席取締役は次に記名押印をする。

平成6年6月25日

△△△△株式会社 取締役会

議長取締役 ○ ○ ○ ○ 印

出席取締役 ○ ○ ○ ○ 印

出席取締役 ○ ○ ○ ○ 印

出席取締役 ○ ○ ○ ○ 印

(記載例15)

失権予告付新株の割当通知に関する期間短縮の同意書

△△△△株式会社が平成6年6月25日開催の取締役会の決議にもとづいて新株の発行をするにあたって、商法第280条ノ5第3項に定める通知の期間を置かないで新株発行の手続を進めることについて、株主および端株主全員は同意します。

平成6年6月25日

(株主および端株主の住所・氏名および持株数)

(住所) ××××××
6,400株 ○ ○ ○ ○ 印

(住所) ××××××
1,600株 ○ ○ ○ ○ 印

株主に新株引受権を与えて新株を発行するときは、申込期日の2週間前に失権予告付きの催告を要しますが、(商法第280条の5第1項、第3項)株主全員の同意があれば、この通知の期間を短縮することができます。この同意書は、株主の割当ての場合に使用するもので、公募や第3者割当てによる場合は、商法第280条の3の2によることになります。まちがいのないようにしてください。(前号22頁参照)

[記載例16]

株式申込証

1 △△△△株式会社

額面株式 4,800 株

この申込証拠金 金240万円（1株につき金500円）

ただし、申込証拠金は、払込期日において払込金に充当します。なお、申込証拠金に利息をつけることには異議はありません。

貴社の定款および本申込証記載事項を承認のうえ、上記の株式を引き受けたく、申込証拠金を添えて申し込みます。

平成6年6月26日

住所 ××××××
申込人 氏名 ○ ○ ○ ○

(商号) △△△△株式会社 御中
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 殿

記

1. 商号 △△△△株式会社
2. 会社が発行する株式の総数 32,000株
3. 額面株式1株の金額 金 500円
4. 発行済株式の総数 8,000株
5. 発行済株式の額面無額面の別、種類および数
額面普通株式 8,000株
6. 資本の額 金 700万円
7. 株式の譲渡制限に関する規定
当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

8. 今回の新株発行に関する事項

- ① 新株の額面無額面の別、種類および数
額面普通株式 6,000株
- ② 新株の発行価額 1株につき金 500円
- ③ 新株の申込取扱期間

平成6年6月25日から平成6年6月27日まで

- ④ 新株の払込期日

平成6年6月27日

- ⑤ 払込みを取り扱う金融機関および取扱場所

(所在地) ×××××××

(名称) △△銀行△△支店

[記載例17]

(第2回目の新株発行による株式払込金保管証明書)

使用区分	会社用 登記用
------	------------

株式払込金保管証明書

保 管 金 額	¥3,000,000 円 (払込期日 平成6年6月27日)
株式の発行会社名	△ △ △ △ 株式会社
払 入 株 数	6,000 株
1 株の払込金額	500 円 (1株の発行価額 円)
摘 要	株 主 割 当

当銀行は、株式払取扱場所として株式の払込事務を取扱い、上記のとおり、その払込金を保管していることを証明します。

平成6年6月27日

所 在 地 × × × × × × ×

証明者 △△銀行△△支店
支店長 ○ ○ ○ ○ 印

〔記載例18〕

平成元年11月6日厚別区と変更

枚数	商号 △△△△株式会社	
	4	平成 年 月 日変更
平成 年 月 日登記		
	平成 年 月 日変更	
	平成 年 月 日登記	
本店 札幌市×区×西×条×丁目×番×号		
札幌市×区×西×条×丁目×番×号		平成 元 年 11 月 6 日変更
		平成 2 年 1 月 17 日修正
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日登記
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日登記
公告をする方法 官報に掲載してする		
		平成 年 月 日変更
		平成 年 月 日登記
額面株式1株の金額 金500円		
		平成 年 月 日変更
		平成 年 月 日登記
発行する株式の総数 8千株		
32,000株		平成 6 年 6 月 25 日変更
		平成 6 年 6 月 30 日登記
授権資本の枠拡大		平成 年 月 日変更
		平成 年 月 日登記
平成6年6月25日臨時株主 総会議事録		平成 年 月 日変更
		平成 年 月 日登記
		平成 年 月 日変更
		平成 年 月 日登記
申請人印	商号・資本欄 1 丁	

発行済株式の総数 並びに種類及び数	資本の額	変更年月日
		登記年月日
発行済株式の総数 2千株	金 100万円	配当可能利益の資本組入 金300万円 平成6年5月19日第14回定時株主総会議事録
	金 400万円	平成 6 年 5 月 19 日変更
発行済株式の総数 8,000株 第1回目	株主割当による新株発行金300万円 金 700万円	平成 6 年 6 月 25 日変更 平成 6 年 6 月 30 日登記
発行済株式の総数 14,000株 第2回目	株主割当による新株発行金300万円 金 1,000万円	平成 6 年 6 月 28 日変更 平成 6 年 6 月 30 日登記
		平成 年 月 日変更
		平成 年 月 日登記
		平成 年 月 日変更
		平成 年 月 日登記
		平成 年 月 日変更
		平成 年 月 日登記
		平成 年 月 日変更
		平成 年 月 日登記
		平成 年 月 日変更
		平成 年 月 日登記
会社成立の年月日		昭和56年3月16日
登記用紙を起こした事由及び年月日		
昭和〇年〇月〇日北海道×××××番地から本店移転		
		昭和63年6月3日 登記

(記載例19)

(準備金の資本組入れと株式分割)

取締役会議事録

平成 年 月 日午後7時30分当会社本店会議室において、取締役会を開催した。

取締役 総数 名
出席取締役数 名

上記のとおり、取締役の出席があったので、取締役 ○ ○ ○ ○ は選ばれて議長となり、下記議案を議場に諮った。

第1号議案 資本準備金（又は利益準備金）の資本組入れに関する件
議長より、平成 年 月 日付けをもって、資本準備金（又は利益準備金）の一部（又は全部）
金 円を資本に組入れたい旨の発言があり、慎重に審議した結果、満場異議なく承認可決した。

第2号議案 株式の分割に関する件
議長より、株式の分割の必要性について詳細に述べ、下記の要領により額面株式の券面額を変更せず、
株式を分割し、株券を交付したい旨の発言があり、慎重に審議した結果、満場異議なく承認可決した。

1. 分割により発行する新株式数

額面普通株式 100株

2. 分割の方法

平成 年 月 日（曜日）午後 時現在の株主名簿に記載された株主に対し、その所
有株式何株を何株に分割する。

株主に対しては、分割により割り当てられた株式数から分割前の株式数を控除した株券を交付する。

ただし、分割の結果生じる1株未満の端数株式については、これを一括売却し、その代金をもって端
数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配する。

3. 株式分割の効力発生日 平成 年 月 日

4. 今回の株式分割は、券面額を変更しないため、株券及び端株券の提供を要しないものとする。

以上をもって議事を終了したので、午後8時50分議長は閉会を宣するとともに、以上の議事を明確に
するため出席取締役は次に記名押印する。

平成 年 月 日

△△△△株式会社 取締役会

議長取締役 ○ ○ ○ ○ 印

出席取締役 ○ ○ ○ ○ 印

出席取締役 ○ ○ ○ ○ 印

[記載例20]

(現物出資による増資)

取締役会議事録

平成 年 月 日午後 時 分当会社本店会議室において、取締役会を開催した。

取締役総数 名
出席取締役数 名

上記のとおり、取締役の出席だったので、取締役 ○ ○ ○ ○ は選ばれて議長となり、下記議案を議場に諮った。

議案 新株発行の件

議長は、現物出資による増資により新株を発行したい旨を詳細に述べ、議場に諮ったところ、下記のとおり、満場一致異議なく承認可決した。ただし、「4. 新株の発行方法」及び「5. 現物出資に関する事項」において、取締役が特別の利害関係を有する部分については、その取締役は決議に参加しなかった。

新株発行に関する決議事項

1. 発行する新株式数 記名式額面普通株式100株
2. 新株1株の発行価額 1株につき金5万円
3. 払込期日 平成 年 月 日
4. 新株の発行方法

新株を下記の者に割当てる。

(住所) ×××××××

100株 ○ ○ ○ ○ ← 同一人

5. 現物出資に関する事項

新株発行につき、現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対して与える株式は、次のとおりである。

現物出資をする者の氏名

(住所) ××××××

(氏名) ○ ○ ○ ○

現物出資の目的たる財産

(1) 債権者○○○○と債務者△△△△株式会社との間における平成 年 月 日付金銭消

費貸借契約に基づく債権金額500万円の金銭債権

(2) この価格 金500万円

(3) 上記に対して与える株式 100株

6. 当会社は、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めがあるので、上記新株発行に関する決議事項は、商法第280条の5の2の規定により、株主総会の承認を得たときに効力が生じるものとすること。

以上をもって議事を終了したので午後 時 分議長は、閉会を宣するとともに、以上の議事を明確にするため出席取締役は次に記名押印をする。

平成 年 月 日

△△△△株式会社 取締役会

議長取締役 ○ ○ ○ ○ 印

出席取締役 ○ ○ ○ ○ 印

出席取締役 ○ ○ ○ ○ 印

出席取締役 ○ ○ ○ ○ 印

[記載例21]

株 式 引 受 証

額面株式 100株
引受価額 金500万円（1株につき5万円）

下記財産の価格を金500万円と評価し、これに相当する貴社の株式を上記のとおり引き受けます。

平成 年 月 日

（住 所） × × × × × × ×

引受人

（氏 名） ○ ○ ○ ○

（商号） △ △ △ △ 株式会社 御中

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 殿

財産の表示

債権者○○○○と債務者△△△△株式会社との間における平成 年 月 日付金銭消費貸借契約に基づく債権金額500万円の金銭債権。

(有限会社による現金出資と現物出資を抱き合せでする増資)

社員総会議事録

臨時社員総会議事録でもよい。

平成7年5月23日午後1時30分より、当会社本店において社員総会を開催した。

当会社社員総数	2名
この出資口数	600口
出席社員数	2名
この出資口数	600口

以上のとおり社員全員の出席だったので、代表取締役○ ○ ○は議長席につき、社員総会は適法に成立したので開会する旨を宣し、ただちに議事に入り、全員一致をもって、下記事項を決議した。

第1号議案 第8期決算報告書の承認に関する件

議長は、当期（自平成6年4月1日 至平成7年3月31日）における営業状況を詳細に説明し、下記の書類を提出してその審議承認を求めたところ、満場一致で承認可決した。

1. 営業報告書
2. 貸借対照表
3. 損益計算書
4. 利益処分案

第2号議案 資本増加の件

1. 出資口数を増加することにより、金400万円の資本を増加し、資本総額を金1,000万円とすること。
このため増加出資口数は、400口とする。
2. 増加した出資口数400口は、下記の者に対し、下記のとおり引受けさせること。

× × × × × × × × ×
引受口数 270口 ○ ○ ○ ○

× × × × × × × × ×
引受口数 130口 ○ ○ ○ ○

よって引受け後の現在社員及び出資口数は次のとおりである。（出資1口の金額 金10,000円）

社員 ○ ○ ○ ○	引受出資口数	670口
社員 ○ ○ ○ ○	引受出資口数	330口

3. 現物出資に関する事項

増資につき、現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対して引き受ける出資の口数は、次のとおりである。

現物出資をする者の氏名

× × × × × × × ×
○ ○ ○ ○

現物出資の目的たる財産

- (1) 債権者○ ○ ○ ○と債務者有限会社△ △ △ △の間における平成7年3月31日付金銭消費貸借契約に基づく債権金額120万円の金銭債権。
- (2) この価格 金 120万円
- (3) 上記に対して与える出資口数 120口

第3号議案 定款変更の件

定款第4条（資本の総額）、第5条（出資の口数及び出資1口の金額）及び第6条（社員の氏名、住所及びその出資口数）を次のとおり変更すること。

（資本の総額）

第4条 当会社の資本の総額は、金1,000万円とする。

（出資の口数及び出資1口の金額）

第5条 当会社の資本は、これを1,000口に分ち、出資1口の金額は、金1万円とする。

（社員の氏名、住所及びその出資口数）

第6条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。

× × × × × × × × ×
670口 ○ ○ ○ ○

× × × × × × × × ×
330口 ○ ○ ○ ○

現物出資をする者の氏名

× × × × × × × × ×
○ ○ ○ ○ ○

現物出資の目的たる財産

- (1) 債権者○ ○ ○ ○と債務者有限会社△ △ △ △の間における平成7年3月31日付金銭消費
貸借契約に基づく債権金額120万円の金銭債権。
- (2) この価格 金 120万円
- (3) 上記に対して与える出資口数 120口

以上をもって、本日の議案の審議を全部終了したので、議長は閉会を宣し、午後2時30分散会した。

上記の議事の経過並びに決議の内容を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び出席取締役は次に
記名押印する。

平成7年5月23日

有限会社△ △ △ △社員総会

議長代表取締役 ○ ○ ○ ○ ④

出席取締役 ○ ○ ○ ○ ④

現金出資分と現物出資分による出資引受書

出 資 引 受 書

(商号) 有限会社 △ △ △ △

資本増加による新出資口数 270口

ただし、この出資引受金額 金270万円

出資1口の金額 金 1万円

上記のとおり出資を引受けます。但し、出資口数270口の内120口については現物出資をもって引き受ける事とし、下記のとおり現物出資の財産の表示中財産の価格を金120万円と評価し、これに相当する出資口数及び出資金を引き受けます。

平成7年7月21日

(住 所) × × × × × ×

社員 ○ ○ ○ ○ 印

(商 号) 有限会社 △ △ △ △

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 殿

財産の表示

債権者○ ○ ○ ○と債務者有限会社△ △ △ △の間における平成7年3月31日付金銭消費貸借契約に基づく債権金額120万円の金銭債権。

現金出資分による出資引受書

出 資 引 受 書

(商号) 有限会社 △ △ △ △

資本増加による新出資口数 130口

ただし、この出資引受金額 金130万円

出資1口の金額 金 1万円

上記のとおり出資を引受けます。

平成7年7月21日

(住 所) × × × × × ×

社員 ○ ○ ○ ○ 印

(商 号) 有限会社 △ △ △ △

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 殿

現金出資分
270 口分のうち 150 口と
130 口分の合計 280 口分
の出資払込金保管証明書
です。

使 用 区 分 (○印)	会社用・ 登記用
--------------------------	-------------

出資払込金保管証明書

保 管 金 額	¥2,800,000.
会 社 名	有限会社 △ △ △ △
払 込 口 数	280 口
1 口の払込金額	10,000 円
摘 要	資 本 增 加

当金庫は、出資払取扱場所として、その払込事務を取扱い、上記のとおり出資払込金を保管していることを証明します。

平成 7 年 7 月 21 日

所 在 地 × × × × × ×

証 明 者 金庫名・店名 △△△信用金庫△△支店 ⑩

代 表 者 支店長 ○ ○ ○ ○

1. この証明書は払込期限以後（当日を含む）の日をもって原本 1 通を作成し、「会社用控」「金庫用控」をコピーする。
2. 保管金額はチェックライター等により記入する。
3. 「会社設立」、「資本増加」ごとにこの証明書を作成し、その旨摘要欄に記入する。

(有限会社による現物出資のみの増資)

社員総会議事録

平成7年6月26日午後2時00分より、当会社本店にて社員総会を開催した。

当会社社員総数	1名
この出資口数	100口
出席社員数	1名
この出資口数	100口

以上のとおり社員全員の出席だったので、取締役○○○は議長席につき、社員総会は適法に成立したので開会する旨を宣し、ただちに議事に入り、全員一致をもって、下記事項を決議した。

第1号議案 資本増加の件

1. 出資口数を増加することにより、金200万円の資本を増加し、資本総額を金300万円とすること。
このための増加出資口数は、200口とする。
2. 増加した出資口数200口は、次の者に対し、次のとおり引受けさせること。

× × × × × × × ×
引受口数 200口 ○ ○ ○ ○

よって引受後の現在社員及び出資口数は次のとおりである。（出資1口の金額 金10,000円）

社員 ○ ○ ○ ○ 引受出資口数 300口

3. 現物出資に関する事項

増資につき、現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対して引き受けさせる出資の口数は、次のとおりである。

現物出資をする者の氏名

× × × × × × × ×
○ ○ ○ ○

現物出資の目的たる財産

- (1) 債権者○○○○と債務者有限会社△△△との間における平成7年4月30日付金銭消費貸借契約に基づく債権金額200万円の金銭債権。
- (2) この価格 金 200万円
- (3) 上記に対して与える出資口数 200口

第2号議案 定款変更の件

定款第4条第5条第6条を次のとおり変更すること。

(資本の総額)

第4条 当会社の資本の総額は、金300万円とする。

(出資の口数及び出資1口の金額)

第5条 当会社の資本は、これを300口に分ち、出資1口の金額は、金10,000円とする。

(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第6条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。

× × × × × × × ×

300口 氏名 ○ ○ ○ ○

現物出資をする者の氏名

× × × × × × × × ×

○ ○ ○ ○

現物出資の目的たる財産

- (1) 債権者○ ○ ○ ○と債務者有限会社△ △ △ △との間における平成7年4月30日付金銭消費貸借契約に基づく債権金額200万円の金銭債権。
- (2) この価格 金 200万円
- (3) 上記に対して与える出資口数 200口

第3号議案 役員変更の件

議長は、当会社の業務の都合上取締役1名を増員したい旨を述べ、その選任を職場に諮ったところ、下記のとおり選任のこととし可決確定した。

記

× × × × × × × × ×

取締役 ○ ○ ○ ○

尚、被選任者は即時にその就任を承諾した。

以上をもって、本日の議案の審議を全部終了したので、議長は閉会を宣言し、午後3時00分解散した。

上記の議事の経過並びに決議の内容を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び出席取締役は次に記名押印する。

平成7年6月26日

有限会社△ △ △ △社員総会

議長 取締役 ○ ○ ○ ○ ㊞

取締役 ○ ○ ○ ○ ㊞

出資引受書

(商号) 有限会社△ △ △ △

資本増加による新出資口数 200口

ただし、この出資引受金額 金 200万円

出資1口の金額 金10,000円

上記のとおり出資口数200口について下記のとおり現物出資の財産の表示中財産の価格を金200万円と評価し、これに相当する出資口数を引き受けます。

平成7年8月22日

(住 所) × × × × × × × ×

社 員 ○ ○ ○ ○ ㊞

(商 号) 有限会社 △ △ △ △

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 殿

財産の表示

債権者○ ○ ○ ○と債務者有限会社△ △ △ △との間における平成7年4月30日付金銭消費貸借契約に基づく債権金額200万円の金銭債権。

現物出資のみの増資は、社員総会議事録と
出資引受書のみの添付でよい。他に添付す
るものはない。

一般貨物運送事業許可申請の 許可基準の改正について

企画部長 酒井 正

標記申請については、規制緩和の流れの中で数度改正が行われてきましたが、本年度も大幅な基準の変更・緩和及び申請書の簡素化が行われましたので通知致しますとともに、遗漏ないよう取扱われますようお願い致します。

1. 今回の改正理由

運輸省では、従来全国統一の許可基準（一般貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針）を制定するべく作業を進めてきましたが、平成7年6月30日付でこれを公示しました。またこれに先だって平成7年6月20日付で『一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について』の細部取扱いを新たに定め、全国運輸局自動車部長あてに通達を出しました。

このねらいは申請基準の全国統一化と、申請書の簡素化と合理化により客観的判断を容易にすることにあるとともに、申請者の自己責任を求めるものとなっております。

2. 実施にあたって

今回の改正は、平成7年7月1日より実施され、申請書式や添付資料について、従前どおり作成したものは当面そのまま受付されることとしております。

3. その他の

改正基準及び細則は紙面の制約があり、掲載することはできませんが、各陸運支局窓口で配布されることになっておりますので、必要な会員は連絡の上、各陸運支局窓口でお受取り下さい。尚、各陸運支局の連絡先は次のとおりとなっております。又、北海道行政書士会各支部事務局に資料を送付しましたので、必要な方は当該支部と相談の上ご利用下さい。

各 陸 運 支 局

【札幌陸運支局】

〒065 札幌市東区北28条東1丁目

Tel (011) 731-7165

【函館陸運支局】

〒041 函館市西桔梗町 555 番地24

Tel (0138) 49-5700

【室蘭陸運支局】

〒050 室蘭市日の出町3丁目4番9号

Tel (0143) 44-4026

【帯広陸運支局】

〒080-24 帯広市西19条北1丁目8番4号

Tel (0155) 33-3281

【釧路陸運支局】

〒084 釧路市鳥取大通6丁目2番13号

Tel (0154) 51-2521

【北見陸運支局】

〒090 北見市三輪23-2

Tel (0157) 24-7581

【旭川陸運支局】

〒070 旭川市春光町10番地1

Tel (0166) 51-5271

労働保険の加入はおすすめですか

広報資料

労働保険とはこんな制度です

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進を図ることを目的として政府が直接管理・運営している保険です。

労働保険は、農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇用している事業主は、法人・個人を問わずすべて加入しなければならないことになっています。

保険給付は、労災保険、雇用保険が別々に行いますが、保険料については、原則的に、ひとつの保険料（労働保険料）として納付していただきます。

なお、加入手続きを怠っていますと労働保険料を2年度遡及して徴収されるほか、保険料額の10%を追徴金として徴収されます。

また、労災保険については、事業主が故意又は重大な過失により、労働保険に未加入となっている期間中に生じた労働災害に対し保険給付を行った場合、労災給付に要した費用の一部も徴収されることになっています。

労災保険とは

労働者が仕事中や通勤途上で負傷したり、あるいは不幸にも死亡した場合に、必要な保険給付を行い被災労働者やその家族を保護するものです。また、社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

（中小企業の場合、事業主等も労災保険に特別加入できる制度もあります。）

雇用保険とは

労働者が失業した場合に、生活の安定と再就職の促進のために失業給付を行うとともに、在職中の労働者も対象として、失業の予防、雇用の継続の援助、雇用構造の改善、労働者の能力開発と向上を図るなど、雇用に関する総合的機能を有する制度です。

労働保険の加入手続は

労働保険に加入するには、労働保険関係成立届を労働基準監督署又はハローワーク（公共職業安定所）に提出し、その年度分の労働保険料を申告・納付していただくことになります。（雇用保険の被保険者となる労働者を雇用している場合は、成立届のほかに雇用保険の事業所設置届、被保険者資格取得届を、ハローワーク・公共職業安定所に提出していただきます。）

事業主自ら手続きをする方法のほかに、社会保険労務士や行政書士（昭和55年8月以前入会者）へ依頼する方法もあります。

詳しくは、お近くの労働基準監督署又はハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。

お知らせ

本会顧問に

道議会議員 酒井芳秀先生
道議会議員 鈴木泰行先生

本会顧問に道議会議員の酒井芳秀、鈴木泰行両先生が就任されました。

行政書士制度の発展のためにお力を貸しいただけることになり、本会はもとより個々の会員にとっても心強い限りです。

以下に両先生のプロフィールを掲載させていただきます。（平成7年5月30日ご就任）

酒井芳秀先生

（さかい・よしひで）昭和19年9月15日生。

日高管内三石町出身、北大工学部卒、北海道議会議員（4回）、道議会自民党・道民会議議員会会長。

鈴木泰行先生

（すずき・やすゆき）昭和19年12月11日生。

釧路管内阿寒町出身、北海学園大法学部卒、北

海道議会議員（3回）、社会党道民連合政策審議会副会長、社会党道民連合副幹事長。

支部事務所の移転について

◆根室支部事務所

移転先住所

〒087 根室市光和町1丁目7番地

富樫民雄事務所内 事務局長 富樫民雄

T E L 01532(3)2943

F A X 01532(3)5804



J D L会計用コンピュータJDLV330、レーザープリンター付、平成4年2月259万円で購入。6カ月使用して、退会のため、価格応談。

記帳代行業務全般に対応出来、データをそのまま税理士に渡して、税務申告依頼が可能です。

◆連絡先 山本隆一（元会員）☎(011)242-4810

業務研修会のご案内

日行連では、これまで伝達講習を目的とした代表者研修会を行ってきましたが、本年度は強い要望もあり、各部とも希望する会員を対象とした希望者研修会を開催します。

研修内容は、従来どおり、中央省庁から講師を招き、国の基本的考え方や業務関係の法律改正等について研修を行います。

研修実施要領、及び申込方法は下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成7年10月24日(火)・25日(水)

- ①午後1時～午後3時
- ②午後3時～午後5時
- ③午前10時～正午

2. 場 所 行政書士会館 講堂

3. 科 目

①古物営業法の改正について（警察庁）

②産業廃棄物収集運搬業の許可（厚生省）

③食品衛生法の改正について（厚生省）

4. 受講料 無 料
5. 定 員 100名（申込先着順）
6. 締 切 平成7年10月16日（定員になり次第締め切ります。）
7. 申込方法

F A X で本会事務局に申し込んでください。

F A X 011-281-4138

★記載していただく事項（形式は自由）

- ①氏名 ②所属会員名 ③電話番号、F A X番号 ④受講希望科目 ⑤主要取扱業務（日行連の参考として）

日行連で受付完了後、研修日程表をF A Xでお送りします。万一、F A Xが届かない場合は、日行連事務局（03-3476-0031）にお問い合わせください。

= 本会の主要行事 =

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
7. 7.21	会報（第 209 号）校正会議	14:00 ~ 16:00	本会会議室
7. 8. 3	第 1 回綱紀委員会	13:30 ~ 15:40	ホテル札幌ガーデンパレス
7. 8. 9	行政書士登録調査委員会	13:30 ~ 16:30	本会会議室
7. 9. 6	会報（第 210 号）編集会議	14:00 ~ 16:30	同 上
7. 9.13	行政書士登録調査委員会	13:30 ~ 16:30	同 上

= 支 部 の う ご き =

.....支部研修会開催状況.....

注：（ ）は通知人員

支 部	開 催 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 者	講 数	研修種別
札幌	7. 7.12	中央区民センター	・建設業許可申請に係る建設業決算報告書記載要領について	札幌支部 理 事 渡田 繁	(584) 49		一般
	7. 8. 3	かでる 2・7	・経営事項審査申請書作成上の留意点とその周辺について	石狩支庁経済部建設指導課 指導審査係 係 長 谷掛 要三 太田 積章	(588) 93		"
	7. 8.28	札幌市民会館	・権利保全の諸形態（債権保全を中心として）について	知事公館前公証役場 公 証 人 藤原 昇治	(587) 45		"
函館	7. 7.28	函館パークホテル	・農地法の基本概要、農地転用の許可基準、関係法令と添付図書5条許可申請について	渡島支庁農業振興部農務課 農地係 主 事 斎藤 暢浩	(128) 31		一般
	7. 8. 4	函館支部会議室	・貨物自動車運送事業公示基準の改正と手続きについて	函館支部運輸部 会 長 熊谷三治郎	(27) 8		研究会
小樽	7. 7.22	俱知安町小倉家	・経営事項審査申請について	本会理事 中尾 道信	(64) 21		一般
	7. 8. 4	ロアール会議室	・有限会社の定款作成について	小樽公証役場 公 証 人 傳法谷 弘	(64) 17		"
	7. 8.20	ホ テ ル 天 望 閣	・記帳会計の基礎について ・交際費に含まれる内容について	小樽支部 支 部 長 野坂 房市	(64) 10		"
空知	7. 8.19	滝川市ホテルスエヒロ	・道路運送事業免許申請の実務について	本会理事 葛西 彰	(109) 24		一般
宗谷	7. 7.25	稚内社会保険事務所 2F	・老令基礎年金について ・障害基礎年金について ・遺族基礎年金について	稚内社会保険事務所 業務第1課第1係長 鈴木 秀利	(13) 7		一般
室蘭	7. 7.29	室蘭中小企業センター	・改正商法（増資・組織変更）について	室蘭支部 理 事 河野 秋昭	(49) 11		研究会
	(日胆3支部合同業務研修会) 7. 9. 9 北海 ホ テ ル		・行政手続法について ・行政書士のかかる諸問題について	本会監事 室蘭支部理事 米倉 博 土井 伸	(48) 12		一般
日高	7. 8.28	日高支庁会議室 202号	・農地法第4条、5条（農地転用事務）について ・農業振興地域の整備に関する法律の概要について	日高支庁農業振興部農務課 企画調整係長 大槻 誠 農地係長 市川 晴彦	(20) 13		一般
十勝	7. 8.12	帯広市民文化ホール	・P L 法について	弁 護 士 齋藤 道俊	(118) 15		一般

表紙のことば

留萌川まつり

落ち武者川渡りに沸く！

「留萌川まつり」は、ふるさとの留萌川に馴染んでもらい、自然を愛する気持ちを大切にしようと、例年8月に開催されるもので、当日は留萌川を舞台に、オープニングコンサートを皮切りに、弓道会メンバーによる遠的「那須の与一」、武者鍛錬「ヤモリ術」、「わんこ蕎麦早食い」、そして「落ち武者川渡り」は、川幅60mに発泡スチロール板を繋いだ水上橋を一気に駆け抜ける勇壮、かつ、ユーモア溢れるもの、途中、転落者が続出、ヤンヤの喝采を受けました。（7.8.20 捻金昭二留萌支部長撮影・文）

年計報告を至急

お出し下さい

3月31日までに提出をお願いしている、平成6年分の年計報告を未だ提出していない会員がおられますので、会として統計業務に大きな支障を来たしております。業務量の有無にかかわらず、必ず提出するようお願いします。

ごせい去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏名	死亡年月日
網走	2,938	井出 弘志	7. 7.24
日高	1,449	廣澤 信明	7. 8.19
十勝	1,376	中島 清二	7. 8.21
函館	3,539	田澤 忠幸	7. 8.24

編集後記



◆心地よい気怠さを感じながら、そっとカーテンをめくる。外を通るのは新聞を配る少年だけ。すき間からもれる光りの先には、小さな寝息を立てているおまえ。かすかにほてりが残る肩を抱きながらおれはつぶやいた。フ……ッ、愛してる。愛してる……？ ジリリ～ん!! あ～もう少し……。やばい、また遅刻だぁ～。夢はほどほどに。

＊

◆ユニバーシアードを見た。ふらふらになりながらそれでもまだゴールを目指そうとする人がいた。貴女にとってゴールとは何なんですか？ そして、わたしたちが向かうべきゴールとは何なんですか？ 誰も教えてくれません。だから自分で見つけるしかありません。でも、どうやったら見つかるのか、どこへ行ったら見つかるのか、やっぱり分かりません。私は歩き続けます。見つかるまで。

＊

◆編集っておもしろいです。あの記事を載せたい、この記事を載せたい、ああしたい、こうしたいって、みんなでいろいろやってます。どうですか？ 皆さんも参加してみませんか？ いろんなアイディアを募集します。開かれた編集委員会、開かれた行政書士会、これが私たちのモットーです。

— 平成の甘えん坊 —

'95.9. 第210号 平成7年9月25日 発行

発行人 日向寺 正 幸
編集人 酒井 正
編集委員 河上 隆
編集委員 成田 義晃
編集委員 芳賀 啓寿
発行所 北海道行政書士会
印刷所 (株)酒井印刷所

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモトビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
郵便番号 060
北海道拓殖銀行札幌南支店(普570344)
北海道銀行本店(当19116)
取引銀行 北洋銀行本店(普0742651)
札幌銀行本店(普389444)
振替口座 02730-0-8224番